



実施機関が理由説明書等で説明している内容を総合すると、本件メモを開示対象文書に含めず、本件対象文書のみを部分開示した理由については、おおむね次のとおりである。

## 1 条例が対象とする行政文書

条例では、第2条第2項において、行政文書の定義を次の2点のいずれにも該当するものと定めている。

- (1) 実施機関の職員が職務上作成した文書であること
- (2) 実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している文書（組織的共用文書）であること

また、「広島県情報公開条例の解釈運用基準（以下「運用基準」という。）」において、組織的共用文書は次の2点のいずれも満たすものとされている。

- (1) 一定の事務処理手続に付された時点以後のもの
- (2) 実施機関において保管又は保存されているもの

## 2 条例に鑑みる本件メモの位置づけ

- (1) 職務上の作成文書該当性

本件メモは、平成20年6月3日及び11日の協議の場において、漁港漁場整備室長他が協議の要点等を記録したものであることから、このメモは実施機関の職員が職務上作成した文書に該当する。

- (2) 一定の事務処理手続に付された時点以後のものではないメモは、協議後における実施機関関係者への説明及び記録保存のための協議録の作成等を目的として個人的に記録した、いわば備忘録ともいえるものであることから、起案、供覧及び内部検討等の事務手続に付されておらず、一定の事務処理手続に付された時点以後のものに該当しない。
- (3) 実施機関において保管又は保存されていないメモは広島県文書等管理規則第2条第1号の文書等に該当するが、保存年限が1年未満であることから、既に廃棄されており保管等はされていない。
- (4) その他

本件メモは、協議録の供覧及び配布時においてこれに添付していないことから、組織的共用文書に該当しない。

なお、本件メモについての不存在決定を行っていないのは、本件協議録のみの部分開示決定でもって、本件メモが不存在であることは、明らかなためである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本事案の争点について

本件処分に係る争点は、本件メモは組織的共用文書に該当せず廃棄済みであるとして実施機関が開示しなかったことが妥当であったか否かである。

### 2 本件処分の妥当性について

条例第2条第2項は、行政文書について「実施機関の職員（・・・）が職務上作成

し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（・・・）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義している。

他方、条例については、実施機関が前記第4の1において引用している「広島県情報公開条例の解釈運用基準」が作成されている。そして、この運用基準は、広島県行政手続条例（平成7年広島県条例第1号）において、行政庁が定めるものとされている「申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準」（「審査基準」）に当たることから、この運用基準に基づき、以下検討する。

当審査会において、運用基準のうち、本件メモが条例第2条第2項に規定された「行政文書」に該当するか否かを判断するに当たって関係する部分を確認したところ、「職員が自己の職務の執行の便宜のために所持する正式文書の写しや職員の個人的な検討段階にあるメモ、資料、下書き原稿など」は、内部検討に付された場合や起案文書に添付された場合を除き同条同項の「組織的に用いるもの（組織的共用文書）」に該当しないものとされていることが認められた。

そこで、本件メモについて検討すると、正式な協議録を完成させた後、短期間のうちに廃棄されており、当該協議録の作成に係る起案文書等に添付される、あるいは、その後の内部検討に付されるといったような特殊事情も見受けられない以上、あくまで当該協議録を完成させるための下書き原稿としての性格を有していたに過ぎなかったことが推測できることから、組織的共用文書には該当しないものと判断する。

以上のことから、本件メモは行政文書に該当しないため、本件協議録のみを対象文書として特定した上で部分開示とした実施機関の決定は妥当であると認められる。

### 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
21. 6. 12	・ 諮問を受けた。
22. 2. 4	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
22. 2. 9	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
22. 2. 16	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 1. 14 (平成 22 年度第 9 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 2. 24 (平成 22 年度第 10 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院准教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授